

# 令和3年度 第3回新型コロナウイルス感染症対策本部会議 会議次第

令和3年5月31日（月）

## 1 開 会

## 2 議 題

- (1) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長（5月28日政府決定）・・・関連する資料は2頁  
 ・4月25日（日）～5月31日（月）としていた期間を6月20日（日）までに延長

- (2) 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等について・・・関連する資料は3～12頁

＜公共施設等区が関連する施設の取扱いについて＞

	6月1日～6月20日	5月12日～5月31日
劇場、公会堂など	収容率50%、 5時～21時までの時間短縮（イベント時以外は20時まで）	収容率50%、 5時～21時までの時間短縮（イベント時以外は20時まで） カラオケ設備使用自粛
貸会議室、多目的ホールなど		
屋外体育施設		
屋内体育施設	カラオケ設備使用自粛	休業
博物館など		

※都立の動物園、有料庭園、美術館・博物館、屋内スポーツ施設等については、5月31日まで休止としていたが、6月1日以降は順次再開する。

- (3) 東京都緊急事態措置等を踏まえた北区の対応等について
- ・区民への不要不急の外出や会食等の自粛、「三密」（密閉・密集・密接）回避等の呼び掛け・周知を行う。  
 北区ニュース、北区ホームページ、防災行政無線等による  
 ※防災行政無線については、近隣自治体の状況を踏まえ・午後5時50分の1日1回放送を行う。
  - ・会館・区民センター、屋外・屋外の体育施設、博物館などの区施設については、原則として、東京都の緊急事態措置等の内容に沿って、運営を行う。

## 3 閉 会

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の期間延長

令和 3 年 5 月 28 日  
新型コロナウイルス感染症  
対 策 本 部 長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 32 条第 1 項の規定に基づき、令和 3 年 4 月 23 日、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言をしたところであるが、下記のとおり、一部区域について緊急事態措置を実施すべき期間を 6 月 20 日まで延長し、令和 3 年 6 月 1 日から適用することとしたため、同条第 3 項の規定に基づき、報告する。

### 記

#### 1. 緊急事態措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 25 日（愛知県及び福岡県については、同年 5 月 12 日、北海道、岡山県及び広島県については、同月 16 日、沖縄県については、同月 23 日）から 6 月 20 日までとする。ただし、緊急事態措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 32 条第 5 項の規定に基づき、速やかに緊急事態を解除することとする。

#### 2. 緊急事態措置を実施すべき区域

北海道、東京都、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県、広島県、福岡県及び沖縄県の区域とする。

#### 3. 緊急事態の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・都道府県を越えて感染が拡大し、又はまん延しており、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生じてきていることから、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生したと認められる。

# 新型コロナウイルス感染拡大防止のための 東京都における緊急事態措置等

---

令和3年5月28日  
東京都

# 1. 新型コロナウイルス感染拡大防止のための東京都における緊急事態措置等

## (1) 区 域

都内全域

## (2) 期 間

令和3年6月1日（火曜日）0時から6月20日（日曜日）24時まで

## (3) 措置等の概要

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、人流の抑制を最優先に、以下の要請を実施

### ①都民向け

- ・日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛要請 等

### ②事業者向け

- ・施設の使用停止の要請（休業の要請）
- ・施設の使用制限の要請（営業時間短縮の要請）
- ・催物（イベント等）の開催制限 等

### ③その他

今後の感染状況次第では、措置等の内容を機動的かつ抜本的に強化

## 2. 都民向けの要請

---

### ● 日中も含めた不要不急の外出・移動の自粛

(新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第1項)

医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など、生活や健康の維持のために必要な場合を除き、原則として外出しないこと等を要請

### ● 特に、以下のことについて徹底（法第45条第1項）

- ・ 20時以降の不要不急の外出自粛
- ・ 混雑している場所や時間を避けて行動すること
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等や休業要請又は営業時間短縮の要請に応じていない飲食店等の利用を厳に控えること
- ・ 不要不急の帰省や旅行など都道府県間の移動は、極力控えること
- ・ 路上、公園等における集団での飲酒など、感染リスクが高い行動の自粛

### 3. 事業者向けの要請等

#### (1) 施設規模に応じて営業時間短縮・休業等を要請する施設

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
商業施設 (第7号)	大規模小売店、ショッピングセンター、百貨店 等	【1,000㎡超の施設】 (平日) ・ <b>営業時間短縮</b> を要請 (5時から20時まで) (生活必需物資を除く。) (法第24条第9項)
遊技場 (第9号)	マージャン店、パチンコ屋、ゲームセンター 等	・ <b>入場整理等の実施</b> を要請 (法第45条第2項)
遊興施設 (第11号)	個室ビデオ店、個室付浴場業に係る公衆浴場、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場 等	(土日) <b>休業</b> を要請 (生活必需物資を除く。) (法第24条第9項)
商業施設 (第12号)	スーパー銭湯、ネイルサロン、エステティック業、リラクゼーション業 等	【1,000㎡以下の施設】 (全日) ・ 営業時間短縮の協力依頼 (5時から20時まで) (生活必需物資を除く。) ・ 入場整理等の実施の協力依頼

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)

### 3. 事業者向けの要請等

#### (2) 休業を要請する施設（遊興施設、飲食店）

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
酒類又はカラオケ設備を提供する遊興施設（第11号） 〔 飲食店営業許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。 〕	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	●休業を要請 (法第45条第2項) 〔 酒類及びカラオケ設備の提供、並びに利用者による酒類の店内持込を取り止める場合を除く。 〕
酒類又はカラオケ設備を提供する飲食店（第14号） 〔 利用者による酒類の店内持込を認めている施設を含む。 〕	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等 (宅配・テイクアウトサービスは除く。)	

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

### 3. 事業者向けの要請等

#### (3) 営業時間の短縮等を要請する施設（遊興施設、飲食店等）

<b>施設の種類</b> (特措法施行令第11条該当施設)	<b>内 訳</b>	<b>要請内容</b>
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない遊興施設（第11号） 〔飲食店営業許可を受けていないカラオケ店及び利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。〕	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー（接待や遊興を伴うもの）、パブ等のうち、食品衛生法上における飲食店営業許可を受けている施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>営業時間短縮</b>を要請                (5時から20時まで)                (法第45条第2項)</li> <li>● <b>特措法施行令第12条に規定される各措置</b>を要請 (法第45条第2項)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対する検査の勧奨</li> <li>・入場をする者の整理等</li> <li>・発熱等の症状のある者の入場の禁止</li> <li>・手指の消毒設備の設置</li> <li>・事業を行う場所の消毒</li> <li>・入場をする者に対するマスク着用周知</li> <li>・感染防止措置を実施しない者の入場禁止 (すでに入場している者の退場を含む)</li> <li>・施設の換気</li> <li>・会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置 (アクリル板設置又は利用者の適切な距離の確保等)</li> </ul> </li> </ul>
酒類を提供せず、かつカラオケ設備を使用しない飲食店（第14号） 〔利用者による酒類の店内持込を認めている施設を除く。〕	飲食店（居酒屋を含む。）、喫茶店、バー（接待や遊興を伴わないもの）等（宅配・テイクアウトサービスは除く。）	
集会場等（第5号）	結婚式場	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <b>酒類及びカラオケ設備の提供停止</b>を要請 (法第45条第2項)</li> <li>● <b>営業時間短縮</b>を要請                (5時から20時まで)                (法第45条第2項)</li> <li>● 以下の事項について、協力依頼               <ul style="list-style-type: none"> <li>・「1.5時間以内」での開催</li> <li>・「50人又は収容定員の50%のいずれか小さいほう」での開催</li> <li>・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと</li> </ul> </li> </ul>

● 全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請 (法第24条第9項)



### 3. 事業者向けの要請等

#### (4) 規模要件等（人数上限・収容率等）に沿った使用の要請等を行う施設

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
劇場等（第4号）	劇場、観覧場、映画館、プラネタリウム、演芸場 等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 規模要件等に沿った施設の使用を要請 (人数上限5,000人かつ収容率50%以内) (法第24条第9項)</li> <li>● 営業時間短縮を要請（法第24条第9項）               <ul style="list-style-type: none"> <li>○ イベント開催の場合は、 →5時から21時までの営業時間短縮を要請</li> <li>○ イベント開催以外の場合は、                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1,000㎡超の施設 →5時から20時までの営業時間短縮を要請</li> <li>・ 1,000㎡以下の施設 →5時から20時までの営業時間短縮の協力依頼</li> </ul> </li> <li>○ 映画館については、                   <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1,000㎡超の施設 →5時から21時までの営業時間短縮を要請</li> <li>・ 1,000㎡以下の施設 →5時から21時までの営業時間短縮の協力依頼</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>● 入場整理等の実施を要請 (法第45条第2項)</li> <li>● 施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛要請 (法第24条第9項)</li> <li>● 利用者による施設内への酒類の持込を認めないことを要請 (法第24条第9項)</li> </ul>
集会場等（第5号）	集会場、公会堂 等	
展示場（第6号）	展示場、貸会議室、文化会館、多目的ホール 等	
ホテル等（第8号）	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る。）	
運動施設（第9号）	体育館、スケート場、水泳場、屋内テニス場、柔剣道場、ボウリング場、野球場、ゴルフ場、陸上競技場、屋外テニス場、ゴルフ練習場、バッティング練習場、スポーツクラブ、ホットヨガ、ヨガスタジオ 等	
遊技場（第9号）	テーマパーク、遊園地	
博物館等（第10号）	博物館、美術館、科学館、記念館、水族館、動物園、植物園 等	

● 全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

### 3. 事業者向けの要請等

#### (5) その他の施設

施設の種類 (特措法施行令第11条該当施設)	内 訳	要請内容
学校（第1号）	幼稚園、小学校、中学校、高校 等	以下の事項について、協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染リスクの高い活動等の制限</li> <li>・遠隔授業の活用など、学修者本位の効果的な授業の実施等</li> </ul>
保育所等（第2号）	保育所、介護老人保健施設 等	
大学等（第3号）	大学等	
集会場等（第5号）	葬祭場	以下の事項について、協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入場整理の実施</li> <li>・施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛</li> <li>・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと</li> </ul>
博物館等（第10号）	図書館	入場整理の実施の協力を依頼
遊興施設（第11号）	ネットカフェ、マンガ喫茶 等	以下の事項について、協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入場整理の実施</li> <li>・施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛</li> <li>・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと</li> </ul>
商業施設（第12号）	銭湯、理容店、美容店、質屋、貸衣装屋、クリーニング店 等	以下の事項について、協力を依頼 <ul style="list-style-type: none"> <li>・入場整理の実施</li> <li>・施設での飲酒につながる酒類提供及びカラオケ設備使用の自粛</li> <li>・利用者による施設内への酒類の持込を認めないこと</li> </ul>
学習塾等（第13号）	自動車教習所、学習塾 等	オンラインの活用等の協力を依頼

●全施設について、業種別ガイドラインの遵守等、感染防止対策の徹底を要請（法第24条第9項）

### 3. 事業者向けの要請等

#### (6) イベントの開催制限

- イベント主催者等に対して、**規模要件等（人数上限・収容率等）**に沿った開催を要請（法第24条第9項）

施設の収容定員	
10,000人以下	10,000人超
収容定員の半分まで可	5,000人まで可

- **営業時間短縮**を要請（5時から21時まで）（法第24条第9項）
- **業種別ガイドラインの遵守等**を要請（法第24条第9項）
- 参加者等の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等の徹底を要請（法第24条第9項）
- **接触確認アプリ（COCOA）**の利用奨励を要請（法第24条第9項）

#### (7) 職場への出勤等

- 職場への出勤について、テレワークの活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指すことを要請（法第24条第9項）
- 事業の継続に必要な場合を除き、従業員の20時までの**早期終業・帰宅**を要請（法第24条第9項）

# 都立施設等の対応

## 6月1日以降の対応

- 現在休業中の都立施設は、人流抑制策として事前予約制等による徹底した入場制限を実施し、感染防止対策の更なる強化を図った上で順次再開（20時までの時短営業）  
（動物園、有料庭園、美術館・博物館、屋内スポーツ施設等）
  - ・ 人数制限 上野動物園2,000人/日（通常開業ピーク時の約10分の1規模）  
※ただし、感染状況が悪化した場合は、休業等の措置を講じる
  - ・ 都庁展望室は閉鎖を継続
- 都立公園の対応
  - ・ 通行規制、特定エリアの立入制限、宴会、飲食等の自粛要請を継続
  - ・ 売店等の営業を再開（20時までの時短営業、酒類の販売は禁止）